

※ この情報は官報での公布内容に基づき、会員事業所に関連すると思われる改正事項を抜粋したもので、全ての環境法令を網羅するものではありません。(公害、化学物質、廃棄物・リサイクル、エネルギー、に関する法律及び県条例を対象にしています。)

## 平成29年 4月の目次

## 1. 『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』関係

- (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した件（平成29年4月3日 厚生労働・経済産業・環境省告示 第5号）
- (2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき指定をした優先評価化学物質の指定を取り消した件（平成29年4月3日 厚生労働・経済産業・環境省告示 第6号）

## 2. 『特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律』関係

- (1) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令（平成29年4月7日 経済産業・環境省令 第2号）
- (2) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項の一部を改正する件（平成29年4月7日 経済産業・環境省告示 第7号）

## 3. 『労働安全衛生法』関係

- (1) 特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（平成29年4月27日 厚生労働省令 第60号）

## 4. 『水銀による環境の汚染の防止に関する法律』関係

- (1) 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（平成29年4月28日 内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令 第1号）

## 5. 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』関係

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年4月28日 環境省令 第8号）

## ☆ 『神奈川県条例・規則』関係

該当なし

## 1. 『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』関係

(1)

官報番号	第6990号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した件（平成29年4月3日 厚生労働・経済産業・環境省告示 第5号）
施行期日	平成29年4月3日	
改正概要		関係条項
化審法に規定する「優先評価化学物質」を指定した。		
以下通し番号、化学物質の名称、官報整理番号の順に記載する。		
212	2, 2, 4, 6, 6-ペンタメチルヘプタン	(2)-10
213	ナトリウム=1, 4-ビス [(2-エチルヘキシル) オキシ] -1 , 4-ジオキソブタン-2-スルホナート	(2)-1620 (2)-1623
214	ナトリウム=アルキル (C=8~18) =スルファート	(2)-1679
215	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	(2)-1820
216	ジメチル [ビス (オクタデセン-1-イル)] アンモニウムの塩	(2)-184

217	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル) ジホスホン酸又はそのカリウム塩若しくはナトリウム塩 (2)-2936 (2)-4162
218	モノ (又はポリ) クロロアルカン (C=14~17、直鎖型) (2)-68
219	りん酸トリトリル (3)-2522 (3)-2613 (3)-3363
220	ジメチル (1-フェニルエチル) ベンゼン (4)-38 (4)-244
221	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3 (2H)-オン (5)-6165
222	(アンヒドロ (又はジアンヒドロ) グルシトールとドデカン酸のモノエステル) と $\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) のモノ (又はポリ) エーテル (7)-110 (8)-55
223	$\alpha$ - (アルキル (C=10~16)) - $\omega$ - (スルホオキシ) ポリ [(オキシエチレン) (又はオキシエチレン/オキシ (メチルエチレン))] のオニウム塩又はナトリウム塩 (繰り返し単位の繰り返し数の平均が1~4のものに限る。) (7)-155
224	アジピン酸・N- (2-アミノエチル) (又はN, N'-ビス (2-アミノエチル)) エタン-1, 2-ジアミン・2- (クロロメチル) オキシラン重縮合物 (7)-1951 (7)-1961
225	$\alpha$ - (イソシアナトベンジル) - $\omega$ - (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン] (7)-872
226	{デンプンのポリ [2-ヒドロキシ-3- (トリメチルアンモニオ) プロピル] エーテル} の塩 (8)-118
227	ナトリウム= (アルキル (C=12、分枝型)) (アルキル (C=12、分枝型) フェノキシ) ベンゼンスルホナート (又はナトリウム= (アルキル (C=12、分枝型) フェノキシ) ベンゼンスルホナート又はナトリウム= (アルキル (C=12、分枝型)) (フェノキシ) ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム= (アルキル (C=12、分枝型)) [(アルキル (C=12、分枝型)) (スルホナト) フェノキシ] ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム= (アルキル (C=12、分枝型)) (スルホナトフェノキシ) ベンゼンスルホナート) (9)-1958
以上16物質を指定した。	
【補足】	

(2)

官報番号	第 6990 号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき指定をした優先評価化学物質の指定を取り消した件 (平成 29 年 4 月 3 日 厚生労働・経済産業・環境省告示 第 6 号)
施行期日	平成 29 年 4 月 3 日	
改正概要		関係条項
化審法の規定に基づき指定した「優先評価化学物質」の指定を取り消した。		
以下通し番号、化学物質の名称、官報整理番号の順に記載する。 123 (1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル) ジホスホン酸 (2)-2936 210 ナトリウム= (アルキル (C=12、分枝型) フェノキシ) ベンゼンスルホナート (又はナトリウム= (アルキル (C=12、分枝型)) (フェノキシ) ベンゼンスルホナート) (9)-1958		
以上2物質を取り消した。		
【補足】		

2. 『特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律』関係

(1)

官報号番	号外第 75 号	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令（平成 29 年 4 月 7 日 経済産業・環境省令 第 2 号）
施行期日	平成 29 年 6 月 1 日	
改正概要		関係条項
<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）の規定により、特定有害廃棄物等を輸出する場合に、環境汚染の防止が特に必要として定めた地域及び特定有害廃棄物等の規定を改正した。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済協力開発機構（OECD）加盟国向けに輸出する特定有害廃棄物等として、再生利用目的で輸出される鉛蓄電池（破碎されているか否かを問わない。）を加えた。</li> <li>・OECD 加盟国以外の地域の下欄の表記「すべての特定有害廃棄物等」を「全ての特定有害廃棄物等」に改めた。</li> </ul>		別表の一の下欄 別表の二の下欄
附 則 （施行期日）	第一条 この省令は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。	
<p><b>【補足】</b>          今回の改正は、平成 28 年 6 月、我が国から大量の使用済鉛蓄電池が輸出されている OECD 加盟国においてリサイクル業者がヒ素を含む使用済鉛蓄電池のリサイクルに際して生じる残渣を、数年間にわたって不法に処理していたことが発覚した。          また、平成 28 年の国連環境総会の決議において、使用済鉛蓄電池の世界的取組の強化がうたわれ、輸出先における適正な処理の確保必要となっている。          しかしながら、現行規定では OECD 加盟国に対する輸出に関しては、リサイクル目的での輸出である場合には、法に基づく外為法の輸出承認に際して環境大臣の確認は不要とされているため、本省令改正により、環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認することができるようにするもの。          なお、中環審及び産構審の合同会議報告書を受けて、法に基づく制度全体の見直しが行われており、今回の省令等の改正は暫定的な措置である。法の改正案は本年 3 月 10 日に閣議決定されている。</p>		

(2)

官報号番	号外第 75 号	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項の一部を改正する件（平成 29 年 4 月 7 日 経済産業・環境省告示 第 7 号）
施行期日	平成 29 年 6 月 1 日	
改正概要		関係条項
<p><b>【法】</b>の規定により、前記の省令と同様に、条約等の的確かつ円滑な実施を図るため定めた基本的事項の一部を改正するもの。</p>		
<p>改正は、法第 3 条第 1 号に規定する「特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項」について、鉛蓄電池の輸出についての項目を新設して追加した。</p> <p>以下追加内容          ロ 鉛蓄電池の輸出については、</p>		第一 2 (2) ロ関係

<p>[1] 輸出について輸入国及び加盟国である通過国から書面による同意を得ていること。ただし、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して三十日以内に輸入国及び加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなすこと。</p> <p>[2] 輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。</p> <p>[3] 運搬者及び処分者が鉛蓄電池を環境の保全上適正に運搬及び処分する能力を有しており、かつ、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準及び条約第四条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められること。</p> <p>[4] 輸入国又は加盟国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証を義務付けている場合には必要な措置が講じられていること又は輸出者、運搬者及び処分者が鉛蓄電池の輸出、運搬及び処分を確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。</p> <p>[5] その他理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。</p>	
平成 29 年 6 月 1 日から施行する。	
【補足】 改正の趣旨等は前記のとおり。	

### 3. 『労働安全衛生法』 関係

(1)

官報号番	号外第 92 号	特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（平成 29 年 4 月 27 日 厚生労働省令 第 60 号）
施行期日	平成 29 年 6 月 1 日	
改正概要		関係条項
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 60 号）の施行に伴い、関連省令の一部を改正した。		
<p>上記の施行令改正では有害な業務及び特定化学物質の追加が行われ、三酸化二アンチモン等を特定化学物質の第二類物質に指定し、当該物質を製造し、又は取り扱う業務を健康診断を行うべき有害な業務に追加した。</p> <p>この施行令改正を受けて、関係する以下の規則 3 通の一部を改正した。 《詳細省略》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）</li> <li>・ 作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）</li> <li>・ 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）</li> </ul>		
附 則 (施行期日)		
<p>第一条 この省令は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>第 2 条から第 5 条 経過措置を省略</p>		

**【補足】**

本省令に関連する次の告示が公布された。

- ・特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成 29 年 4 月 27 日 厚生労働省告示 第 186 号）

#### 4. 『水銀による環境の汚染の防止に関する法律』関係

(1)

官報号番	号外第 93 号	新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令(平成 29 年 4 月 28 日 内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令 第 1 号)
施行期日	平成 29 年 4 月 28 日	
改正概要		関係条項
水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）第 13 条の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正した。		
<p>同【命令】第 2 条に規定する既存の用途に利用する水銀使用製品の別表に次の三号を加えた。</p> <p>また、表の途中号番を採番のため、合わせて従前の号番を適宜変更した。</p> <p>改正後の水銀使用製品は 54 分類となった。（第一号から第五十四号）</p> <p>以下別表の号番及び水銀使用製品、用途の順に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三十四 水銀トリム・ヒール調整装置 : 船舶の姿勢の制御</li> <li>・三十九 差圧式流量計 : 液体の流速又は流量の測定</li> <li>・四十一 傾斜計 : 傾斜の測定</li> </ul>		第 2 条関係  別表
<p>附 則</p> <p>この命令は、公布の日から施行する。</p>		
<p><b>【補足】</b></p> <p>本【命令】は、【法】第 13 条並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、既存の用途に利用する水銀使用製品を定め、これ以外の水銀使用製品（新用途水銀使用製品）を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の届出の手續等を定めている。（平成 27 年 12 月 7 日公布、水銀汚染防止法の施行の日に施行予定）</p>		

#### 5. 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』関係

(1)

官報号番	号外第 93 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年 4 月 28 日 環境省令 第 8 号）
施行期日	平成 29 年 10 月 1 日 *一部平成 29 年 5 月 15 日から施行	
改正概要		関係条項
廃棄物処理法の規定により、施行規則で定めた廃棄物処理業等に係る規定の一部を改正した。		
*様式の追加関係		

<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物収集運搬業の許可の申請の規定に、許可申請書の添付書類のうち資産に関する調書及び誓約書面の様式を、新たに様式第六号の二として規定した。また、この規定を第3項としたため、従前の第3項から第6項を一項ずつ繰り下げ第4項から第7項とした。</li> <li>上記の改正規定により、同条項を準用する「産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請」、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請」においても様式第六号の二を用いることとなる。</li> <li>上記第9条の2の項番号の変更に伴い、同条項番号の引用がある条文中の条項番号の所要の変更。</li> </ul> <p>*届出の提出期限の見直し関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理業に係る変更の届出等及び、特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等の規定で、当該廃止又は変更の日から10日以内としているが、法人の場合において登記事項証明書を添付する場合は、変更の日から30日以内とした。</li> </ul>	<p>第9条の2第3項関係</p> <p>第10条の9、第10条の12、第10条の22関係</p> <p>第10条の4、第10条の9、第10条の12、第10条の12、第11条関係</p> <p>第10条の10、第10条の23関係</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第10条の10及び第10条の23の改正規定は、平成29年5月15日から施行する。</p> <p>2 経過措置《詳細省略》</p>	
<p>【補足】</p> <p>許可申請書の添付書類については、平成18年3月31日付け環産産発060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知で様式を定めているが、都道府県によっては、添付書類の様式を一部変更している場合等があるため、総務省の行政評価・監視結果(「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告(一般手続関連)」平成25年11月1日)において、添付書類の様式を統一することにつき勧告を受け、施行規則で規定をした。</p> <p>変更届の提出期限については、法人の場合に変更届には登記事項証明書を添付する必要があるが、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記の期限は「2週間以内」(会社法(平成17年法律第86号)第915条)となっており、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされており、変更届の提出期限を超過する可能性があることから、当該添付の場合は「変更の日から30日以内」とした。</p>	

☆ 『神奈川県条例・規則』関係  
該当なし

以上